

## 松原座長記者会見の概要

通信・放送の在り方に関する懇談会（第10回）終了後

平成18年4月20日（木）

（冒頭発言）

お待たせしました。大臣は所用のため今日も私が会見をいたします。前回は放送について中心的に議論いたしましたが、今日は法制度、それから通信を中心に議論いたしまして、前回積み残しになっておりましたIPマルチキャストの問題についても議論いたしました。

大きな項目は、1番目に融合時代の法体系と行政組織。それから2番目に融合時代の通信の在り方、それから3番目にNHKの問題をもう一度議論したということでございます。

まず、1番目の融合時代の法体系と行政組織についてであります。一番最初にIPマルチキャストの著作権の問題について議論いたしました。ここでは地上波デジタルテレビ放送のIPマルチキャストによる送信について、やはりこれは放送として位置づけるべきだと。それから、IPマルチキャストの役務利用で流していることにつきましても、放送として認めた方がいいのではないかという意見が大勢を占めました。その中で、この問題は既にサービス等が開始される、あるいは地デジでも決まっているわけですから、なるべく早く、可及的速やかに対応をとるべきだという意見が強く出されました。それで今までの議論の中で、政府解釈の変更等でも出来るはずだということがございましたが、今回はそういうことには拘らずに、ともかくどういう形でもいいからなるべく早く、しっかりとした措置をすべきだという意見が大勢を占めたということでございます。

それから、法体系の在り方については、通信と放送が融合しつつある現在、それが通信と放送の2つに大きく分かれている現状に関しては、やはり実態的な融合が進むのに応じて、法体系自体を抜本的に見直していくべきだ、それが2つに分かれていることが、事業の自由な発展を阻害している面もあるだろう、ということございまして、基本的にその在り方を見直すべきだという形で議論いたしました。しかし、これは短期的な課題というよりは、中期的な課題であろうと、すぐさま法体系を全部1つにまとめていくということではないという意見がほぼ大勢を占めたということでございます。

それから、法体系の中で電波についても議論いたしました。電波については、免許制度の在り方等について、やはり通信・放送融合の中で、基本的なところで見直していくべきだろうという意見がここでも大勢を占めました。ただ、具体的にどのように見直していくかということについては、さまざまな議論が出ました。例えば、今放送に与えられている周波数の帯域が技術進歩によって、余ってくる可能性もあるだろう、その余った部分を有効に活用する、場合によっては通信に転用してもいいような制度を考えてもいいだろう、こういう意見も出ました。その一方で、一種の帯域のような免許を与えてしまつて、通信・放送で自由に使つていいということになると、それではあまりに規律が効かないのではないか、こういう意見も出ました。ですから、基本的な在り方は検討すべきだということではあります。具体的な方法については、さまざまな意見が出たということでございます。

それから、省庁再編にもかかわる行政組織の在り方についてであります。これは法体系の方の融合を進める中で、結果的に行政組織の在り方もそれに併せて検討されるべきだという意見が大勢を占めました。法律についての融合は中期的な課題でありますから、恐らく省庁の再編の問題につきましても中期的な課題だというような認識でほぼ一致いたしました。

次に大きな二番目になります。融合時代の通信の在り方についても議論いたしました。まず、この通

信につきましては、IP化が進んでいる、あるいはFMC、携帯電話・固定電話の融合も進んでいる。このような大きな流れが出ている中で、一方でNTTのアクセス部門、ボトルネック独占の状況は変わっていない。それからドミナンス性もあるだろう。そのあたりのところをしっかりとセットで議論していこうということになりました。

それで、まずNTTの在り方についてでありますけれども、NTTの組織の在り方については大きく4つの可能性があるだろうという議論になりました。4つというのは、1番目は、今の持株会社形式の下に事業会社がぶら下がる現状のままということでありまして、NTTさんは今のままで、持株会社の力を強めることで一体性を強めたいとおっしゃっているわけでありまして、それが1番目のパターン。それから2番目はそのNTTの中で、とりわけ強い独占性を持っているアクセス部門に関して、機能分離をしっかりと進めるべきだというのが2番目のパターン。こういうことで議論いたしました。おおよそでありますけれども、イギリスのBTがオープンリーチ会社でやっているようなアクセス部門の機能分離。具体的には、今の段階では会計分離は出来ているわけでありまして、これはヒアリング等で競合事業者から強い不満の出た点でありますから、それだけでは恐らく足りないであろうということで、単なる会計分離にとどまらずに、人事交流の禁止とか、あるいはガバナンスを分ける、あるいはブランド名、NTTという名前を使わせないとかです。それをどこまで含めるかは、詰めた議論はいたしませんでしたが、現状の中でボトルネック独占性が懸念されるアクセス部門について、機能分離を強化するというのが2番目のパターンであります。それから、3番目のパターンはソフトバンクが主張いたしましたアクセス部門を別会社にする、完全に構造分離に、といいたし、組織分離していくというのが3番目のパターンであります。それから4番目は、アクセス部門を切り離した上で持株会社制度も廃止する。要するに、NTT全体を資本分離するのが4番目のパターンであります。当然4番目の議論の延長上には資本分離した後に、NTT東・西、ドコモ等が、もう一度再統合することを認めるかどうかということも、その先のオプションとしてはあり得る。しかし、大きく分けますと今申し上げたような4つのパターンがあり得るだろう。それぞれについて、良い点・悪い点、メリット・デメリットみたいなものを懇談会の構成員の間で議論いたしました。その議論の中で、もちろん今日の段階では結論は出ませんでしたけれども、現状のままでいいということはないという意見が大変多く出ました。要するに、今のオープンアクセスということについては問題ありという認識が大勢を占めたということでございます。しかし、改革の方向性として、どこが落としどころとしていいのかということについては、それぞれについて議論いたしまして、今日の段階では意見の集約には至っていないということでございます。

それから、最後にNHKについて議論いたしましたが、これは実は時間が大分押しまして、余り長い時間はとれませんでした。議題としては、今まではチャンネル数をどう見直すかという議論をしてきたわけですが、もう少しNHKの機能ごとに、ガバナンスとか公共性についてチェックした方がいいのではないかとこの項目は出ました。例えば、NHKの制作部門、編成部門、それから電波を流すインフラ部門、それぞれについてどういう公共性を担っていて、どういうガバナンスが効いているのか。そういう面からの議論も必要だろうという議題は出ましたけれども、これについては時間がなくて深くは議論いたしませんでした。

最後に、NHKのガバナンスと受信料について議論になりました。まず、NHKのガバナンスにつきましては、今回露呈した不祥事については、非常に強い不満の声が構成員の中から出ました。そのことのある程度改革が進んだ後に出たということについて、大変大きなショックを受けたという意見も出ま

した。その中で、やはり今のNHKの経営委員会によるガバナンスが効いていないのではないかという意見が大勢を占めました。ここも結論に至ったわけではありませんが、やはり経営委員の一部常勤化や事務局機能を強化した方がいいのではないかと、ともかくガバナンスがしっかり効くようにするためには、経営委員会の在り方を相当変えなければいけないという意見が大勢を占めました。

それから、最後に受信料の義務化、ないしは罰則化についてであります。これはやはりガバナンス強化と、そのことの成果を見てからではないと国民の理解をすぐに得られる話ではないだろうという意見が大勢を占めました。要するに、NHKの色々な改革と同時に、義務化、罰則化を導入するような議論は国民の支持を得にくいということでもあります。逆に言えば、契約義務は現状もあるわけですが、義務化、罰則化していないという現状は、法律上は問題があるにしても、受信料の支払いを拒否するという部分でNHKのガバナンスに対する受信者のチェックがそこでも働いている。それが義務化、罰則化したら、そういう視聴者側のチェック機能も果たせなくなるというような意見も出ました。ですから、大勢を占めた意見としては、受信料の義務化、罰則化に関しては、ガバナンス強化とかの進展度合いを見て、国民の判断で検討すべきものだというのが今日の段階での大勢の意見を占めたということでございます。以上で、本日議論いたしました内容についてのご説明は終わりでございます。

(質疑応答)

#### 【NTTの在り方】

問：NTTについて4つの可能性というか、選択肢とおっしゃいましたが、その中で、1つは時間軸については4つの選択肢でどのように想定されているかということ。もう1つは、そもそも資本関係をいじるという形になった時には行政が強制できるのか。その辺についてのお考えをお伺いします。

答：まず、時間軸について、今がパターン1ですから、1から2、2から3、3から4というような形で進むのか、それとも一気に出来るのかというようなことについて踏み込んだ議論はいたしませんでした。ただ、2つ目のご質問のお答えと同時にさせていただければ、組織を動かす時は、当然これは法律マターになりますから、これは我々懇談会、それから行政が出来ることではありませんから、そのことについては方向性を示すということにとどまると思います。問題は機能分離でありまして、この部分は法律を変えなければ出来ない部分と、恐らく株主総会か何かで定款を変えれば出来る部分というものがあるかもしれない、この点についての深い議論はいたしませんでしたが、背景として、法律をいじらないでも出来る部分と、法律を変えなければ出来ない部分。そういう時間的、あるいは論理的な差があるということを前提にして4つのパターンについて議論したということでございます。

問：その場合に、NTTには既にNTTが言っているように、3分の2が一般投資家です。例えば、企業価値を下げるような改革ということになった時に株主代表訴訟を起こされるとか、そういうリスクもあるかと思えますけれども、そういうことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

答：今日の段階では、それぞれのメリット、デメリットについては検討したのですが、資本分離まで行った時の株主価値についての議論まではいたしませんでした。ただ個人的には、大きく株主価値を毀損するような改革は難しいかもしれないという感じは持っております。しかし、上手な株式分割とか色々なやり方で、そういうことを毀損しないで出来る可能性についてもゼロではない。でも、そのあたりについて今日は議論いたしませんでした。そういう問題があることは、構成員全員了解しているということです。

### 【NHK受信料】

問：NHKについて、最後にお話しされた受信料の義務化、罰則化の話ですが、要するに、一定期間、1年とか2年、そういう改革をやって、その成果を見た上で判断すると、そういう理解でいいですか。

答：そこについても、全員の合意とかはございません。ただ、1年か2年か3年かわかりませんが、やはり、ガバナンスをしっかり効かせるとか、その結果を見てからでないと、義務化、罰則化というのは難しいであろう。方向性としては、受信料の在り方について、今のままでいいということはないということは大勢を占めたわけですが、その時間的な経緯とか、どういうことをクリアしたら罰則化してもいいとかいうところまでの議論はありませんでした。

### 【NTT：R&D】

問：NTTの基礎的な研究開発部門に関して、2月の懇談会では分離の方がいいというのが大勢だったということだったのですが、今日そういった議論はなかったのでしょうか。

答：パターンの4番目の資本分離まで行くということになると、これはNTT法自体を廃止することになりますから、そのNTT法の中にあるユニバーサルサービスの規定と、それから基礎研究をしなければいけないという2つの規定は外れることになる。ただ、4番目の議論にまで行くかどうかということについては、今回は合意をとりませんでしたので、そこになれば、当然そういうことが必要になるという議論でありまして、そのことについて取り立てて議論して、切り離すべきだとか、あるいはそうではないということまでは今日は議論いたしませんでした。

### 【NTTの在り方】

問：NTTの4つの類型は、今日松原座長さんの方から整理して出されたということなののでしょうか。

答：事務局と私が相談して資料をつくりましたが、その資料では1、2、3、4という形ではございません。NTTの現状、これは図が配られると思いますが、要するに、持株会社があり、NTT東・西がある。そういう図と、それからBTの資料でございます。BTのオープンリーチ等の機能分離の資料です。それから3番目と4番目に関しましては、資料という形ではなく、事業者の主張をまとめるという形の資料を準備されておりました。NTTの現状と、それからBTの機能分離の表。それから事業者のソフトバンク、KDDI、そしてNTTの主張というのが配付資料として配られました。それに則していけば、現状、それからBT型、それから各社の主張をみれば、NTTは現状のままでやりたい。KDDIはどちらかという資本分離までやるべきだと。それから、ソフトバンクはアクセス部門の分離を強く主張している。それを私の方で整理いたしまして、およそ4つではないでしょうかという形での問題提起をいたしました。

問：構成員の皆さんがNTTは今のままでいいというわけではないとおっしゃっているのであれば、その4つというか3つですね、現状を除いた3つ。そのうちどれかを選び取っていかうと、そういう方向性なののでしょうか。

答：まずですね、現状のままのという1番目は消えたというわけではなく、多くの意見が現状は問題が多いということでした。ですから1番目が消えたわけではございません、現段階ではですね。それから、2、3、4のうちのどれかに絞り込んでいくのか。それとも、時間的な経緯の中で可能性を

残していくのかということについては、今日の段階では議論しておりません。ですから、1番目の現状維持があり得るかどうかという時には、問題が多いという意見が大勢を占めた。それから、2番目の機能分離からアクセス部門の分離、それから資本分離の議論については、それぞれについて議論しましたが、時間的な経緯で進めていくのかとか、ここで止めたらいいいのかとか、そういうことについては意見の集約はいたしませんでした。

問：NTTの完全民営化というか、政府保有株の在り方については何か議論はありませんでしたでしょうか。

答：完全民営化ですか。

問：今、政府が3分の1保有していることについて、この在り方について何か議論はありましたか。

答：パターン4ですね。要するに、資本分離ということはNTTの持株会社の廃止と、NTT法の廃止ということですから、おっしゃったことはきっとパターンの4番目だと思います。それについてはもちろん議論いたしました。当然そのことはですね、先ほどご質問がございましたけれども、NTT法が廃止になれば、基礎研究開発義務規定もなくなるわけです。それから、ユニバーサルサービス義務規定も、NTT法がなくなれば当然なくなるわけですから、それにかわるユニバーサルサービスの規定というものは、どうするのだという議論は当然出ました。そこもちろん結論は出ておりませんが、現在の電気通信事業法、あるいはユニバーサルサービス基金の制度がこれから始まります。そういうものを若干見直すような形の中で、そちらの方でユニバーサルサービスの義務は担保出来るのではないかという議論もありました。でも、そこは最初から申し上げているように4つのパターンの中の1つのメリット、デメリットとして議論したと。こういうことです。

#### 【NHK：スクランブルの導入】

問：前回、今回でNHKの受信料のことを議論された中で、座長の報告ではスクランブル化のことは出てきていないようですが、これは論点になっていないということでしょうか。

答：スクランブル化に関しては、NHKの公共的な性格を考えて議論しなければいけないと考えています。その点について今まで突っ込んだ議論をしなかったのは、まず地上波に関しては基本的にはデジタルに完全に移行するまではスクランブルはかけられない。それから、BSに関しましては、いつでもかけられる状態ではありますけれども、そのBSの今の3波、チャンネルに関して、それぞれについてどうするか議論はまだ詰めてきてない、こういうような状態の中で、スクランブル化については詰めた議論はまだ出ていないということです。

問：規制改革会議では、地上波、BSのどちらもスクランブルをしてはどうかという趣旨も報道されていますけれども、どちらかというところには消極的だということですか。

答：ここが議論の難しいところで、2011年までのアナログ放送とデジタルがサイマルで流れている時には、デジタル部分だけにスクランブルをかけても意味がないわけです。ですから、NHKの受信料とかスクランブル化の是非に関して、その2011年から先の議論と、2011年までの議論はやはり分けなければいけない。今我々は2011年以降ではなくて、そこに至るところを中心に議論をしているということです。NHKの問題について議論する時に、やはりそこは二段階で議論しなければいけないと思っております。そして、何らかの結論が固まってくると、2011年以降、完全デジタル移行する。BSは最初からデジタルだ。スクランブルをかけようと思えばかけられる状態の中で、ではどうしようかというのは、これから議論するつもりでありまして、そこにつ

いてはまだ予断はないと考えてください。

#### 【スケジュール】

問：今後のスケジュールなのですが、5月中に結論をまとめられるということでしょうか。

答：最終的にいつまとめるかはまだ決めておりませんが、次回は5月9日です。5月は2回程度考えておきまして、その範囲で最終的なものが決まるか、もう少し先になるかは議論の進め方次第だと思っています。しかし5月9日の段階で、そろそろまとめに近い形の議論をしなければいけないと考えています。

#### 【NHK：スクランブルの導入】

問：NHKがBSについては、アナログでもデジタルでもやっているのですが、先ほどの地上波はアナログとデジタルでやっているというお話なのですが、BSと同じ状況だと思いますが、どうお考えですか。

答：ですから、恐らく2011年のプロセスの中で、BSを減らすかどうかは別の話といたしまして、BSに関してスクランブルをかけるということについて、もう少し議論しなければいけない。そのことはやはりNHKの公共性の中に、災害放送を含めて全国に一斉に放送する。これは強い規定があると思っていますので、これが地上波だけでその義務が果たせるとは限らないので、BSにも恐らくそういう代替的な義務があるろうということを考えると、サイマルしているから云々ということではなくて、スクランブル化の問題については2011年ぐらいを目途にしっかり、NHKの組織形態がある程度結論が出てから考えた方がいいと思っています。今日の段階ではそこまで詰めた議論はしておりません。今のは私の個人的な考えです。

#### 【法体系の見直し】

問：通信、放送の法体系整備のことなのですが、時期について、短期的な課題ではなく、中・長期的な課題とあえて時期を区切る、その必要性というのはどういうところにあるのですか。

答：一つはですね、通信と放送の実際の本格的な融合をどういう時期に置くかということになるかと思うのですが、時期についての議論は今日、具体的にはしておりません。しかし、懇談会の議論の中で、やはり2011年にアナログ地上波が停波されてデジタルに移行する。さらに、政府のITの新戦略で、その時期を目途にブロードバンドゼロ地域解消と言っているわけですから、そのあたりの時期が本格的な通信、放送融合だろうといったような暗黙の了解がありますので、ものすごい先の話ではなくて、そのあたりに向けてということで中期的な課題と。それに対して、IPマルチキャストを通信ではなくて放送と認めるかどうかというのは、もっと直近の緊急の課題だろうという認識は、今日は大勢であったということです。

問：2011年というのは1つのターニングポイントであるというのはそのとおりでと思うのですが、中・長期課題と銘打つことで、逆に改革に取り組む姿勢が後退したみたいな、そういうミスリーディングする可能性があるのではないかと思います。そこはどうなのでしょう。

答：要するに、今の問題は法律で国会マターになりますから、この懇談会で決めて、今の法律を即座に融合すべきだといえるかどうか。それから、そこまで差し迫って今の通信・放送の法体系というものに矛盾が出てきているかということ、まだそこまで技術的、経済的、社会的な変化は出ていないと

いう認識です。だけど、緊急課題については、もうすぐにやらなければいけない。それはまさに申し上げた、I Pマルチキャストの問題とかそういうことです。法律全体をいじるとか、省庁再編につながるような問題については、やはり2011年とかそのあたりを視野に入れてというような発想で、今日はそこまで具体的には議論しませんでしたけれども、恐らく構成員の頭の中に共通理解としてはこのあたりがあると座長としては考えています。

#### 【優先順位】

問：前回と今回で通信と放送について議論を行い、その中でI Pマルチキャストについては可及的速やかにという見解がありました。N T Tの問題とNHKの問題とで、どちらが今の在り方を早急に変えていかなければいけないのか、優先順位といったらおかしいですが、そういう認識はありますか。

答：そのあたりについては議論していないのですが、どちらかに優先順位をつけようというような意識は、今の懇談会の雰囲気としては恐らくないと思います。むしろ問題は、NHKの問題もN T Tの問題も法律改正が必要かそうではないかという見極めは恐らく必要だと思います。法律改正がなくて、やるべきことは、どんどんやっていくし、法律改正が必要なことについては、方向性を打ち出すとか、そういう見極めは必要だと思っていますが、どちらを先にといい優先順位という発想は雰囲気としてもございません。

#### 【N T Tの在り方】

問：法律改正が必要かどうかというところかというと、N T T法をどう考えるのかというところで、具体的な報告のところ、会合の結論としては出していくつもりはありますか。

答：そこは全く未知数でして、先ほど申し上げた4つのパターンのうち2番目のパターン、機能分離でいいというのであれば法律改正は必要ないのかもしれませんが、そこにいく可能性もまだありますから、必ず法律改正が必要だといったような最終報告になるかどうかは、これから議論しなければならぬ。NHKについても同じでありまして、どこまで議論するかで法律改正まで踏み込むのかそうではないのかは、これから最終報告の中で議論を詰めていく。こういうことです。

問：他はよろしいでしょうか。お疲れ様でした。

(以上)